

議 事 録

- 1 開催した会議の名称 第84回 佐賀県森林審議会

- 2 開催日時 令和5年12月7日(木)～令和5年12月20日(水)

- 3 出席者 委員12名
(猪島委員、大串委員、門脇委員、杉原委員、堤委員、手嶋委員、福本委員、藤田委員、藤村委員、松尾委員、満原委員、吉田委員)

- 5 審議事項 地域森林計画変更計画(案)について

- 6 報告事項 林地開発行為の許可について

第84回佐賀県森林審議会

【審議事項】「地域森林計画変更計画（案）」に対する意見

No.	スライド	御意見	事務局より
1	12	<p>サガンスギは、成長に優れ、強度を有し、花粉の少ないと大変期待する樹木であり、喜ばしいと思います。</p> <p>現在、サガンスギを植えたいと希望があっても、苗木が間に合っていません。</p> <p>地域森林計画変更計画には、苗木の増加に努めるとありますが、本当に供給できる体制の強化を強く望みます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>苗木の供給体制の強化について、今後も取り組んでいきたいと思えます。</p>
2	12	<p>「2造林に関する事項」の文章の7～8行目の「また、更新にあたっては・・・」の文章は、次の「(1)人工造林に関する指針」とも重複するので、なくてもいいように思う。また、「(1)人工造林に関する指針」でも「なお、サガンスギ・・・」の文章は、その前の文章と重複しているので不要です。</p>	<p>「2. 造林に関する事項」の前段部では花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努める旨を記載しています。</p> <p>また、(1)人工造林に関する指針の(ア)人工造林の対象樹種に関する指針においては、花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努める旨を記載しております。</p> <p>記載の趣旨が異なるため、文言の修正は予定しておりません。</p>

3	13	<p>林業労働力のところに、「多様な林業参入を促進(支援)する」という内容を入れてはいかがでしょうか。市内在住者や移住者のなかにも林業に関心を持つ人も多いが、それだけを生業とするまでにはいたらない方も多いなど、現在の実態にあわせると、現実的ではないかと思います(前回発言させていただいた、自伐型林業なども含む)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「(3)林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」の「イ林業就業者の養成及び確保」について、「地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など多様な林業従事者の裾野拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。」と文言を修正します。</p>
4	13	<p>人材育成を「さが林業アカデミー」を設立して送り出していただきありがとうございます。 4月に一人雇用し、10月末で退職しました。望んでいた人材でしたが育てられず申し訳ありませんでした。</p>	<p>今後とも人材育成に取り組んでいきたいと思っています。 引き続きよろしくお願いいたします。</p>
5	14	<p>「流通体制の整備についても促進する」の表現が曖昧で、正しい文章と言えるのだろうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「流通体制の整備に努める」と文言を修正します。</p>
6	15	<p>林地開発許可を出した場所について、期限がすぎても、(安全性や環境保全、伐採拡大などが行われていないかについて)、モニタリングをすることなどが計画に組み入れられないでしょうか。</p>	<p>林地開発完了箇所の開発区域については、地域森林計画対象森林から除外しますので、モニタリングは難しいですが、その周辺の残地森林については地域森林計画対象森林として引き続き、モニタリングしていきます。 なお、採土場や採石場、産業廃棄物処理場等については、目的が完了した際は森林に戻すことを前提としているため、開発後も地域森林計画対象森林として管理していきます。</p>

7	16	<p>近年の土砂災害を見ると盛土等の安全対策は今後の早急な課題だと感じています。太陽光発電施設の設置はもちろん、丁寧な予防策をお願いいたします。</p>	<p>森林内での1ha(太陽光発電施設については0.5ha)未満の小規模開発については、事前に市町へ伐採届出を行う必要があり、届出内容が市町村森林整備計画に適合しているか否かを市町で確認の上、届出の受理を行っており、伐採完了後は、届出者から「伐採に係る状況報告書」の提出が定められているところです。</p> <p>また、「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づき、「面積3,000㎡以上、かつ高さ1.0m以上」の土砂の埋立てや盛土等を行う場合、県の許可申請が必要となっています。</p> <p>さらに、今後、一定規模以上の盛土等については、別途盛土等規制法により規制が強化されることとなっており、これらの法令等により、事前確認及び予防策が図られると考えております。</p>
8	16	<p>下から4行目の「都道府県知事等が」とあるのは、「佐賀県知事等が」と表記したほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、当該文言について、「県知事等が」という表現に修正いたします。</p>
9	16	<p>「小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高い」とありますが、その発生状況が知りたい。これは、佐賀県内の話なのか全国的な話なのか教えてほしい。また、被害を受けて、どのような対策や基準の変更がなされたのか。</p>	<p>「小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高い」という状況は全国的な状況です。このため、文言を「小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が全国的に高い」と修正します。</p> <p>なお、発生状況については参考資料をご確認ください。</p> <p>また、被害を受けて、許可が必要とされる面積規模の一部引き下げ(1ha→0.5ha)や適切な防災施設の設置、森林の適</p>

			<p>正な配置等改正された開発行為の許可基準の適切な運用を行うようになりました。</p>
10	16	<p>「防災施設の設置」とありますが、大掛かりな施設の設置を想起させるので、「防災措置」という文言がいいのではないのでしょうか。</p>	<p>開発行為の許可基準等について(令和4年11月15日付、4林整治第1188号)の別記5「太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について」において、「土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。」との記載があり、全国森林計画においても、同様の内容で記載されております。</p> <p>地域森林計画変更計画(案)に記載している「防災施設の設置」とは、擁壁又は排水施設のことを示しているため、文言の修正は予定しておりません。</p>
11	17	<p>三瀬村の該当地域はないのでしょうか？山地災害の可能性が他と比べて低いということであれば問題ないのですが、その他山間部と状況としてはあまり変わらないように感じたため念のため確認です。</p>	<p>三瀬村では、治山事業の計画は予定されていません。</p> <p>地域森林計画において記載している治山計画は、山地災害の緊急度が高いところ、かつ、地元要望が高い箇所から地域森林計画期間内に実施予定のある治山計画について記載しているところです。</p> <p>三瀬村においても、山地災害危険地区は存在しているところですが、緊急度や地元要望を勘案して、今期の計画はありません。</p>

【報告事項】「佐賀県森林審議会森林保全部会の審議結果について」に対する意見

御意見	事務局より
<p>森林保全部会の審議結果の報告について、現地調査にだれが行き、どのような審議を行ったのか内容を示すべきではないでしょうか。</p> <p>また、資料13ページの文字が一部赤字になっていることの説明がありませんので、丁寧な説明が必要かと思いました。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>この度は、報告事項についての説明が不十分となり、大変申し訳ありません。</p> <p>今後は、報告事項についても審議会委員で意見を聞くようにしていきます。</p>